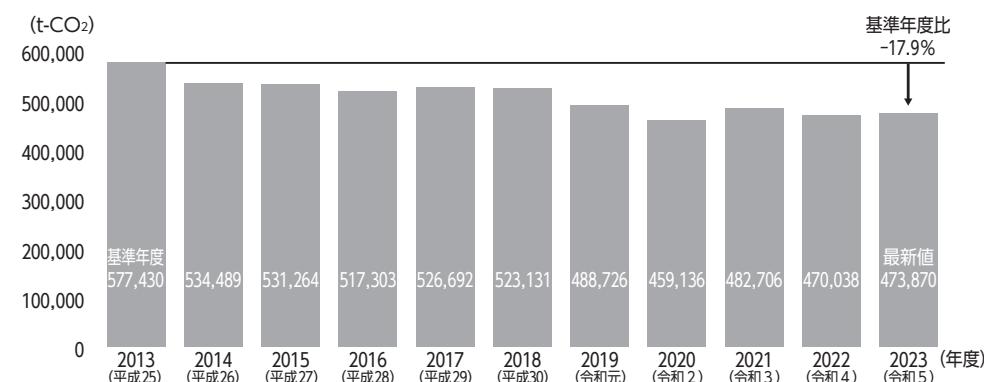


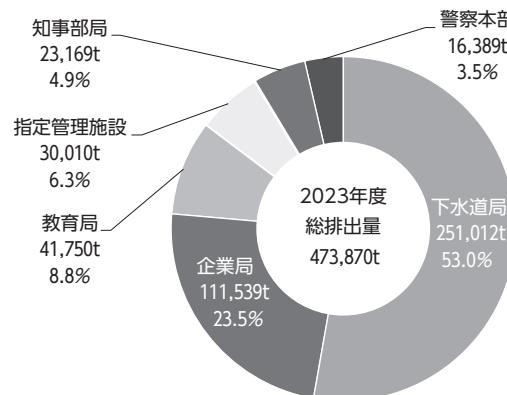
第10節 県の率先行動関係

(1) 県庁における地球温暖化対策の推進

県庁の事務事業から排出された温室効果ガス*排出量の推移と、最新値である令和5年度における部局別温室効果ガス排出量は以下のとおりです。



※ 今後、算定方法の見直し等により値が修正される場合があります。



※ 四捨五入により各部局の排出量の合計値と総排出量が一致しない場合があります。

(2) 環境配慮方針に基づく公共事業の実施結果について

1 公共事業の推進における環境配慮

ア 対 象

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 市街地の整備 | 7 住宅団地の建設 |
| 2 道路の整備 | 8 農業農村の整備 |
| 3 河川・ダムの整備 | 9 治山、森林管理道整備 |
| 4 公園、緑地の整備 | 10 工業団地、工業用地の造成 |
| 5 下水道の整備 | 11 水道施設の整備 |
| 6 廃棄物*処理施設の整備 | 12 建築物の建設、工作物の設置 |

イ 令和6年度における状況

「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～進捗状況評価実施要領」により、令和6年度に県が実施した公共事業について、環境配慮方針に基づく環境配慮の度合いの評価を各部署で行いました。

ウ 個別評価事業

書面により個別評価を行った事業数は90件でした。各事業において環境配慮方針に基づき環境配慮が必要であるとされた項目の評価を行いました。総合評価*44「5」の事業は35件（39%）「4」の事業は38件（42%）、「3」の事業は16件（18%）、「2」の事業は1件（1%）でした。
なお、総合評価「1」の事業はありませんでした。

*44 評価基準

総合評価5：当該事業に適用できた項目の割合（以下「実施率」という）が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。

総合評価4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定のレベルの措置を講じている。

総合評価3：実施率が70%以上である。

総合評価2：実施率が50%以上70%未満である。

総合評価1：実施率が50%未満である。

表10-4-1 令和6年度公共事業自己評価事業種別一覧表

事業種類	事業数	環境配慮 必要 チェック数	環境配慮 実施 チェック数	個別事業評価				
				5	4	3	2	1
1 市街地の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
2 道路の整備	0	—	—	—	—	—	—	—
3 河川・ダムの整備	0	—	—	—	—	—	—	—
4 公園、緑地の整備	3	93	93	3	0	0	0	0
5 下水道の整備	24	672	656	24	0	0	0	0
6 廃棄物処理施設の整備	1	24	23	1	0	0	0	0
7 住宅団地の建設	1	19	17	0	1	0	0	0
8 農業農村の整備	14	197	174	6	8	0	0	0
9 治山、森林管理道整備	38	607	488	0	27	11	0	0
10 工業団地、工業用地の造成	4	172	130	0	0	4	0	0
11 水道施設の整備	1	31	16	0	0	0	1	0
12 建築物の建設、工作物の設置	4	151	127	1	2	1	0	0
全事業合計	90	1,966	1,724	35	38	16	1	0

評価 「5」 割合	評価 「4」 割合	評価 「3」 割合	評価 「2」 割合	評価 「1」 割合
39%	42%	18%	1%	0%

2 環境配慮の取組

① 市街地の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

② 道路の整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

③ 河川・ダムの整備

当年度は、対象となる事業はありませんでした。

④ 公園、緑地の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5
2	さいたま緑の森博物館管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5
3	狭山丘陵いきものふれあいの里センター管理運営	環境部	管理段階	31	31	100	5

施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っています。

また、自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めています。

自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアの協力を得て、森林整備やビオトープ*見本園の管理、希少種の調査や植林地管理などを実施しました。

さらに、自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然かんさつ会、しぜん工作教室及びクイズラリー・スタンプラリーを開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行いました。

狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、教育機関等の環境学習への支援として、小・中学校等からの依頼をうけ、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施するとともに、自然学習のため、ウォーキングや自然観察会、展示等を行いました。

⑤ 下水道の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	荒川左岸南部流域下水道*事業	下水道局	計画段階	22	22	100	5
2	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	33	33	100	5
3	荒川左岸南部流域下水道事業	下水道局	管理段階	37	37	100	5
4	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	19	19	100	5
5	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100	5
6	荒川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	35	34	97.1	5
7	中川流域下水道事業	下水道局	計画段階	12	12	100	5
8	中川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	31	31	100	5
9	中川流域下水道事業	下水道局	管理段階	37	37	100	5
10	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
11	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
12	荒川左岸北部流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
13	古利根川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
14	古利根川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
15	古利根川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
16	荒川上流下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
17	荒川上流下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
18	荒川上流下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
19	市野川流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
20	市野川流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
21	市野川流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5
22	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	計画段階	18	18	100	5
23	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	設計・施工段階	34	31	91.2	5
24	利根川右岸流域下水道事業	下水道局	管理段階	31	31	100	5

現在、流域下水道事業は、公共下水道*の普及促進に伴う関連市町からの流入下水量の増加と将来の流域人口減少を見据えた、下水処理施設の整備を行っています。また、施設の老朽化や耐震化対策に伴う改築・更新を並行して行っています。

計画段階では、水質向上に向けた水処理施設への高度処理の導入、汚泥の減容化・有効活用のための汚泥処理施設の導入を事業計画に位置付けました。

設計・施工段階では、施設への高効率機器の導入を進めるとともに、環境対策型建設機械の使用や再生材の利用など環境へ配慮した工事施工に努めました。

管理段階では、運転管理の工夫などにより水質改善や効率的な汚泥処理の実現を図りました。また、ホームページで県民に対して流域下水道事業の情報提供を行いました。

汚泥消化ガス発電設備の導入による下水汚泥*の有効活用や、汚泥焼却炉の自燃運転により温室効果ガス排出量が削減されました。

また、段階的高度処理など水処理施設の適切な運転管理により、水質環境基準*を満たし水質保全に寄与しました。

⑥ 廃棄物処理施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	13号埋立地埋立て	環境部	管理段階	24	23	95.8%	5

廃棄物処理施設の整備に当たっては、公害*のない衛生的な最終処分場*として建設管理し、地域環境の保全を図っています。

廃棄物の飛散や流出・害虫・悪臭などの発生をなくすため、毎日の受入終了後に廃棄物の表面に覆土を行い、廃棄物が表面に出ない方法で埋立てを行いました。覆土に使用する土砂については、埋立地の造成工事で発生したものをストックし、使用しました。

また、廃棄物に触れた水の公共下水道への放流や、埋立地周辺への防塵対策として、散水車による散水を実施しました。

さらに、埋立地周辺に植えた樹木や埋立地周辺に設置したビオトープの管理(外来種*の駆除、在来種の生息調査)を行うとともに、年間を通して視察者を受け入れ、学習機会の場としての活用も図っています。

⑦ 住宅団地の建設

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	03県住大宮植竹団地	都市整備部	施工段階	19	17	89.5	4

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫するとともにオープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っています。

また、建物の耐久性に配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において地球環境の保全に努めています。

さらに、施工段階においては、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負担を少なくするよう努めるとともに、低騒音又は低振動型の建設機械を採用し、周囲の生活環境の保全に配慮しました。

⑧ 農業農村の整備

(用排水施設整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	農地防災事業 神戸沼地区	農林部	施工段階	17	15	88.2	4
2	農地防災事業 大沼（大）地区	農林部	施工段階	15	14	93.3	5
3	農地防災事業 弁天池地区	農林部	施工段階	21	19	90.5	5
4	農地防災事業 真栄堰地区	農林部	施工段階	12	11	91.7	5
5	水辺周辺活用事業（農業用水） 会の川地区	農林部	施工段階	15	13	86.7	4
6	農地防災事業 稲荷木落5期地区	農林部	施工段階	13	11	84.6	4
7	かんがい排水事業（長寿命化対策） 九尺排水機場地区	農林部	施工段階	11	10	90.9	5
8	農地防災事業 古利根堰地区	農林部	施工段階	9	8	88.9	4

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものです。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施に当たっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系*への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っています。

施工に当たり、低騒音・低振動・排気ガス対策型の施工機械を使用し、環境に配慮したほか、ため池の堤体に一部土部分を既設利用して整備することで、植生の保全に配慮を行いました。

(ほ場整備事業)

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	ほ場整備事業 大串裏田地区	農林部	施工段階	12	11	91.7	5
2	ほ場整備事業 中太田第2期地区	農林部	施工段階	21	19	90.5	5
3	ほ場整備事業 下増田地区	農林部	施工段階	12	10	83.3	4
4	ほ場整備事業 村君第2期地区	農林部	施工段階	17	14	82.4	4
5	ほ場整備事業 鴻巣・行田地区	農林部	施工段階	13	11	84.6	4
6	ほ場整備事業 小平地区	農林部	施工段階	9	8	88.9	4

ほ場整備事業は、農地の区画整理を主要な工事として、併せて道路や水路等の整備を行うものです。事業の実施に当たっては、埼玉県環境配慮方針に基づき、農村環境の保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減するための取り組みを行っています。

構造物の整備に当たり、基礎や舗装の材料に資源の循環に配慮した再生材を使用したほか、排水路の護岸においては、水路底を土砂で整備し、生態系へ配慮しました。

⑨ 治山、森林管理道整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要 チェック数	実施 チェック数	実施率	評価
1	森林管理道事業（原市場名栗線改良）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
2	森林管理道事業（原市場名栗線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
3	森林管理道事業（西名栗線改良）	農林部	施工段階	21	16	76.2	3
4	森林管理道事業（大名栗線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
5	森林管理道事業（有馬線改良）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
6	予防治山工事（芳延）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
7	予防治山工事（芳延）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
8	予防治山事業（穴沢）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
9	緊急予防治山工事（中沢）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
10	緊急予防治山工事（中沢）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
11	山村生活安全対策事業（黒山）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
12	山村生活安全対策事業（黒山）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
13	山村生活安全対策工事（前ノ谷）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
14	森林管理道改良事業（明ヶ平沢戸線）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
15	森林管理道改良事業（明ヶ平沢戸線）	農林部	設計段階	19	17	89.5	4
16	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）	農林部	施工段階	15	11	73.3	3
17	森林管理道開設事業（御岳山2号線）	農林部	施工段階	19	16	84.2	4
18	森林管理道改良事業（大血川線）	農林部	設計段階	21	16	76.2	3
19	予防治山工事（高指沢）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
20	予防治山工事（高指沢）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
21	予防治山工事（三番）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
22	予防治山工事（三番）	農林部	設計段階	21	17	81.0	4
23	予防治山事業（栗尾沢）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4
24	山村生活安全対策事業（大血川）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
25	山村生活安全対策事業（大血川）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
26	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
27	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	設計段階	21	18	85.7	4
28	山村生活安全対策事業（丸山）	農林部	施工段階	21	18	85.7	4

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
29	山村生活安全対策事業（大滑）	農林部	施工段階	21	17	81.0	4
30	山村生活安全対策事業（定峰）	農林部	施工段階	21	17	81.0	4
31	森林管理道整備事業（荻殿線）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
32	森林管理道整備事業（荻殿線）	農林部	設計段階	21	15	71.4	3
33	森林管理道整備事業（勝呂入山線）	農林部	施工段階	21	15	71.4	3
34	山村生活安全対策事業（高牛）	農林部	計画段階	6	5	83.3	4
35	山村生活安全対策事業（高牛）	農林部	設計段階	21	15	71.4	3
36	山村安全対策事業（門林）	農林部	計画段階	5	4	80.0	4
37	山村安全対策事業（門林）	農林部	設計段階	21	16	76.2	3
38	山村安全対策事業（門林）	農林部	施工段階	21	16	76.2	3

治山事業の実施に当たっては、緑化可能な箇所については植栽工や植生基材による緑化を図ったほか、間伐材による木柵工や筋工を実施し木材利用の推進を図りました。工事材料の選定に当たっては再生碎石を利用するなど資源の循環利用に努めました。さらに、現況の地形を大幅に改変しない工法を検討するとともに排出ガス対策型の建設機械を使用しました。

森林管理道の整備に当たっては、環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めました。また、擁壁工においては鋼製L型擁壁を用い、建設発生土の発生を抑えるように努めるとともに、発生した建設発生土は路線内で処理するように努めました。さらに、再生碎石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めました。

⑩ 工業団地、工業用地の造成

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	42	30	71.4	3
2	富士見上南畠地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	43	34	79.1	3
3	鴻巣箕田地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	44	35	79.5	3
4	久喜高柳地区産業団地整備事業	企業局	設計・実施段階	43	31	72.1	3

工業団地の造成に当たっては、土地利用が農地等から工業用地に大きく変化することから、条例に基づく環境影響評価*（施行面積20ha未満の地区では、条例に準じた環境影響調査）を実施し、環境配慮方針の具体化に努めています。

調査・計画段階では、開発に伴う公園緑地や地区境界に緩衝緑地帯を設けることで、自然環境や周辺環境との調和に配慮した工業団地を計画しました。

設計・実施段階では、環境影響評価書や環境調査に示された環境保全措置を実施することで、環境に配慮した工業団地の造成に努めています。

【造成工事における主な環境配慮事項】

- ① 大気汚染に係る防塵対策として、防塵ネットの設置や団地内散水等の実施
- ② 騒音・振動等に係る対策として、工事車両への規制（アイドリングストップ*や低速走行の徹底、低騒音・低振、排出ガス対策型機種の採用等）
- ③ 水質汚濁対策として、河川への濁水流出を抑制するため仮沈砂施設の設置等
- ④ 開発区域内で確認された保全すべき植物等の移植や生息環境の確保

主な成果として、環境影響調査により把握した大気、騒音の現況、希少動植物の生息状況等を踏まえて環境配慮事項を整理し、工業団地の設計に反映することができました。

また、盛土、切土量が縮減されるよう造成高や調整池排水勾配等を設定し、その結果、搬出入の運搬車両が抑制され、大気汚染、交通騒音等の環境負荷を低減させました。

⑪ 水道施設の整備

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	大久保浄水場高度浄水処理施設整備事業	企業局	施工段階	31	16	51.6	2

水道施設の新設や改良・更新に当たっては、環境に配慮した機器の選定や環境負荷の少ない工法の選定などについて十分考慮しています。

また、施工に当たっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境負荷を少なくするよう取り組んでいます。

水道施設の整備は長期間に渡るため、周辺の生活環境へ与える影響が大きいことが想定されることから、環境対策型建設機械の採用を図るなど、工事期間中の騒音・振動対策を適切に実施し、周辺の生活環境の保全に配慮しました。

⑫ 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	部局	配慮時期・段階	必要チェック数	実施チェック数	実施率	評価
1	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費	福祉部	設計段階	44	38	86.4	4
2	一時保護所環境改善・機能強化推進事業	福祉部	設計段階	45	39	86.7	4
3	23朝霞児童相談所（仮称）新築工事	都市整備部	施工段階	21	20	95.2	5
4	24大宮工業高校情報科実習棟新築工事	教育局	設計段階	41	30	73.2	3

福祉部では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律や埼玉県建築物環境配慮制度などの基準に従い、環境性能に配慮した建築物の整備に努めました。

また、太陽光発電設備の設置を検討するとともに、断熱材や断熱ガラスの使用による断熱性能の向上、高効率型空調機、全熱交換器、LED照明設備及び太陽熱温水器などにより、省エネ化・創エネ化を計画し、環境に配慮した建築物としました。

都市整備部では、基本設計の段階から、環境等への配慮や周辺地域への配慮を基本的な考え方とし、周辺環境に調和する施設づくりのため、配置・立面・断面・仕上・外構のそれぞれの計画に反映させました。

【主な配慮事項】

- 周辺の多くの建物は2階建てであることから、地域との調和を図るとともに、近隣建物への日影や圧迫感が少ない形状とした。
 - 周辺地域の緑との調和を図るため立面デザインに木製ルーバーを採用した。
 - 朝霞市景観計画、景観条例に基づいた色彩計画を基本とし、みどり豊かな周辺環境に調和した落ち着きのある色彩計画とした。
 - 駐車スペースは緑地舗装とし、園庭は周囲への砂埃の飛散防止に配慮してグランド舗装とした。
 - LED照明器具等による省エネルギー化による二酸化炭素排出量を削減した。
 - 周辺への光害防止として、外灯等による外部への漏れ光低減を図った。さらに、施工段階においても、騒音・振動対策として、防音シートや防振マットなどを採用し、雨水貯留槽や太陽光発電設備などを設置して周辺環境への負荷低減に努めた。
- 施工段階においては、低振動又は低騒音型の建設機械を採用し、周辺の生活環境の保全に配慮しました。また、保育室の腰壁や外壁ルーバーなど県産木材を使用し、環境負荷の低減に努めました。
- 教育局では、構想・計画段階から設計段階において、省エネルギー化の推進や周囲の生活環境への配慮など検討を行い、環境保全や省エネルギー化に努めました。